

建設副産物搬入施設指定要領

（目的）

第1条 この要領は、神戸市土木技術管理委員会（以下「委員会」という。）による建設副産物の搬出先の施設等（以下「施設等」という。）の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の指定）

第2条 委員会は、次に掲げる品目を搬出する施設等を指定又は承認する。

- ① アスファルト・コンクリート塊
- ② コンクリート塊
- ③ 廃路盤材等（砕石、再生砕石及び基礎材並びに裏込め材を言う）
- ④ 木材
- ⑤ 混合廃棄物
- ⑥ 建設汚泥

（施設等の新規指定）

第3条 新たに施設等を指定する場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たに指定を希望する施設等は、その旨を委員会へ書面をもって、申し出るものとする。
- (2) 前項の申し出は、随時受け付けるものとする。
- (3) 委員会に設置された環境部会（以下「部会」という。）は、施設等の新規指定にあたって、次に掲げる項目を確認し、委員会に報告するものとする。
 - ① 第4条の指定要件に適合すること
 - ② 主要な道路と施設等間の道路の安全性
 - ③ その他部会が必要と認める事項
- (4) 委員会は、前項の報告にもとづき、施設等を指定するものとする。

（指定の要件）

第4条 施設等を指定する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、廃路盤材等の搬出先
 - ① 市内に位置すること
 - ② 産業廃棄物処理業（以下「処分業」という。）の許可において、「がれき類の破砕施設」を有していること。
- (2) 木材、混合廃棄物、建設汚泥等の搬出先
 - a. 発生木材
処分業の許可において、「木くずの破砕施設」を有していること。
 - b. 混合廃棄物
処分業の許可において、品目が適合していること。
 - c. 建設汚泥
処分業の許可において、品目が適合していること。

（指定の取り消し等）

第5条 委員会は、指定した施設等が、営業を取りやめた場合又、指定した品目の取扱いを取りやめた場合は速やかに指定を取り消すものとし、また、次に掲げる項目に該当する

ことが明らかになった場合は、期間を定め指定の停止を行うものとする。

- ① 廃棄物処理法又は同法に基づく処分に違反した行為を行い行政処分（以下「行政処分」という。）を受けた場合
- ② 「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（兵庫県）」、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく処分を受けた場合
- ③ 廃棄物処理法又は同法に基づく処分に違反した行為を行ったことを理由とする、他府県、政令市による行政処分の情報を得た場合
- ④ その他、施設等の指定が不適と判断された場合

（指定停止期間等）

第6条 指定の停止期間は、前条各号に該当する事実を知った日、又はその事実を認定した日から起算する。

2. 前条各号の規定による指定の停止期間は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- ① 前条第1号の場合、行政処分と同じ期間
- ② 前条第2号の場合、処分と同じ期間
- ③ 前条第3号の場合、他府県、政令市による行政処分と同じ期間
- ④ 前条第4号の場合、不適と判断した事由が確認される期間

3. 委員会は、相当の理由があると認めるときは、前項の停止期間を短縮もしくは延長、又は停止を解除することができるものとする。

（指定および指定停止の通知）

第7条 委員会は、第3条の規定により新たに施設等を指定し、第5条の規定により指定を停止し、第6条第3項の規定により停止期間の短縮もしくは延長を行い、又は停止を解除したときは、当該施設等に対し遅滞なく通知するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項、又はこの要領によりがたい場合は、委員会は、委員会の議を経て定めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成18年9月28日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年3月19日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。